

第9回教育委員会

令和2年8月4日
午後3時30分
大阪市教育センター

案 件

報告第32号

令和3年度使用教科用図書の採択にかかる答申について

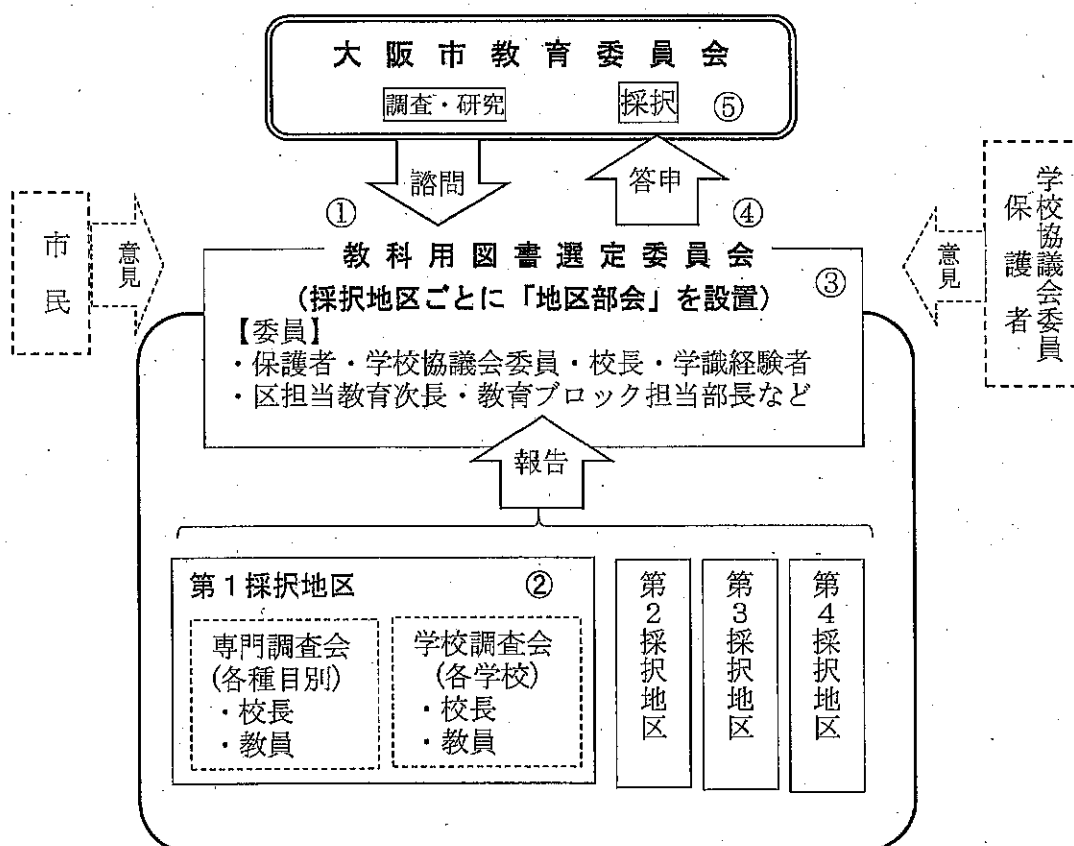
令和3年度使用教科用図書の採択について（義務教育諸学校）

1. 基本方針

- ① 義務教育諸学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならない。
- ② 中学校教科用図書の採択について、今年度においては、新たに全種目の教科用図書の採択を行う。
- ③ 新たに採択する教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。
- ④ 教育委員会は、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

2. 採択の仕組み

- ① 教育委員会が教科用図書選定委員会を設置し、選定について諮問
教育委員会も並行して調査・研究
- ② 教科用図書選定委員会（地区部会）に設置された各調査会による調査・研究並びに報告資料の作成
- ③ 各調査会の報告に基づき、教科用図書選定委員会（地区部会）による調査・研究並びに答申資料の作成
- ④ 地区部会からの報告を受けた教科用図書選定委員会が教育委員会に答申
- ⑤ 教育委員会において採択



令和 3 年度使用教科用図書の採択について（高等学校）

1. 基本方針

- ① 学校が使用する教科用図書については、教科用図書検定調査審議会の答申に基づき、文部科学大臣が検定を行う。
- ② 高等学校において教科用図書を使用する場合、学校教育法第 34 条及びその準用規定である同法第 62 条により、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から採択しなければならない。
- ③ 文部科学省検定済教科書あるいは文部科学省著作教科書がない場合については、学校教育法附則第 9 条及び学校教育法施行規則第 89 条により、他の適切な教科用図書を使用することができる。
- ④ 高等学校で使用する教科用図書については、「大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱」に基づいて設置された教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択する。

2. 採択の仕組み

- ① 教育委員会は、要綱に基づき、各学校に選定調査会の設置を命じる。
（委員長は原則として校長）
- ② 教育委員会は、選定調査会に対し、保護者等の意見を聴取するよう命じるとともに、公正確保の徹底及び児童・生徒の実態や多様な学科の教育課程に合う教科用図書の調査研究を命じる。
（公正確保に関する通知及び教科書目録の送付）
- ③ 各学校の選定調査会は調査研究をとりまとめ、その選定理由を示すとともに、複数の教科用図書の特徴を答申に加えるなどして、教育委員会に答申する。
- ④ 教育委員会で採択する。

